

事 務 連 絡

平成24年1月12日

各地方整備局等建設関連業事務担当者殿

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課

東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した事故による警戒区域の設定等に伴う
測量業における営業所の取扱いについて

測量法（昭和24年6月3日法律第188号。以下「法」という。）に基づく営業所の取扱いについては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した事故による警戒区域の設定等に伴う被災地域の現状にかんがみ、被災者に係る法の適用に当たっては、下記の点に留意されたい。

事務処理に当たっては、その趣旨を十分ご理解の上、遺漏なく措置されるようお願いする。

記

震災前に現に設置されていた営業所（以下「元の営業所」という。）が東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した事故による警戒区域の設定等に伴い、元の営業所における営業の実態がなくなっているが、元の営業所に戻って営業する意思があり、仮移転により営業を継続しているときは、登録行政庁は、当該測量業者から、別紙1による当該仮移転先の所在地、電話番号、代表者氏名等の報告を受けるものとする。

ただし、営業所を仮移転した場合は、その営業所ごとに測量士を1人以上置かなければならないことに留意すること。

また、登録行政庁は、仮移転の報告を行った測量業者が元の営業所を廃止又は移転した場合や、元の営業所の営業を再開した場合には、別紙2により報告を受けるものとする。

登録行政庁においては、別紙1及び2による報告を行った測量業者情報（登録番号、登録年月日、商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の名称及び所在地）と併せて、別紙1及び2（別紙1については、閲覧に供することにつき、報告の際に測量業者の了解を得たものに限る。）を閲覧に供することとする。

以上